

大豊学園 教育職員に関する業務量
管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
大豊町教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、大豊学園における教育職員の業務量を適切に管理し、その健康と働きやすい環境を確保するために策定するものである。

大豊町教育振興基本計画においては、「地域とともに子どもの成長を支える学校づくり」を基本理念として掲げており、教職員が心身ともに健康で、教育活動に十分な力を発揮できる環境を整えることは、子どもたちに質の高い教育を提供するうえで不可欠である。

近年、学校現場では多様化する教育課題や地域・保護者との連携、部活動指導等により、教育職員の業務が複雑化、多様化することにより、教員の時間外在校等時間の増加が課題となっている。

本計画では、業務内容の整理・適正化や校内体制の工夫、地域との役割分担等を通して、教職員が無理なく、継続的に力を発揮できる環境整備を図り、子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、学ぶ意欲を育む教育活動の一層の充実を目指すことを目的に、公立の義務教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき基本計画を策定するものである。

(2) 大豊町の現状

こうした状況への対応として本町においては、教員業務支援員の配置や特別支援教育支援員等を配置し、教職員の負担の軽減を図るとともに、教員の在校等時間の縮減に取り組んできた。

本町においては、大豊町公立学校の管理運営に関する規則を定め、教職員の負担の軽減及び教員の在校等時間の縮減に取り組んできた。

これらの取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況は学期当初（4月、5月）に業務が集中し、学校では時間外在校等の時間が多くなる傾向が見られる。また部活動に起因する時間外在校等時間が多い傾向もある。

今後も各種対策を継続的に実施することにより、教職員の業務負担を軽減し、教育の質の向上に必要な時間的余裕を確保することが求められる。

2 目標

教育職員が心身の健康を維持しつつ、教育活動の質を十分に確保できるよう、国のガイドラインに示されている上限時間を遵守することを基本とする。

あわせて、業務の見直しや校内体制の工夫を進めることにより、以下の数値目標を設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 月あたりの時間外在校等時間：
原則 45 時間以内とすることを徹底する。
- ② 年間の時間外在校等時間：
360 時間以内を確実に維持する。
- ③ 平均的な勤務時間の改善：
計画期間内に、「時間外在校等時間の月平均で 30 時間程度」となることを目指す。
- ④ 勤務実態の見える化：
勤務時間記録の定期的な確認を行い、負担の偏りを早期に把握し、改善に努める。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員がやりがいを感じながら継続的に教育活動に取り組めるよう、以下の目標を掲げる。

① 休暇取得の促進

年次有給休暇について、年間5日以上の計画的取得を目指す。

② 部活動・行事等の負担軽減

地域クラブ・地域人材との連携を進め、特定の教職員に負担が集中しない体制を継続して構築する。

③ 職場の安心感・相談体制の向上

定期的な面談や職員間での共有の場を設け、心身の不調や困りごとを早期に相談できる職場風土を醸成する。

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町においては、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 地域や行政、外部事業者等が担うことが可能な業務について、適切に移管又は委託を行う。

イ 学校施設・設備の修繕・点検等の管理業務については町教育委員会と連携し、教職員が直接対応する範囲を縮小する。

ウ 地域行事における参加の在り方を見直し、教育活動との関連性が低い行事については、原則として学校としての参加を控える。

エ 文書作成や提出が必要な外部調査等について、提出方法・頻度の精査を教育委員会と協議する。

オ 就業時間外には外部からの連絡については、業務終了案内のアナウンスを行うこととし、教職員の負担軽減を図る。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 特に義務教育学校の特色を踏まえつつ、支援スタッフ等が担うことが可能な業務について体制を強化する。

イ スクールガードの活用により、登下校時の見守り等の学習環境支援を継続的に拡充する。

ウ 部活動について、地域クラブとの連携を継続・段階的に拡大し、教職員の顧問負担を軽減する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 教職員が教育の質を維持しつつも効率化できる業務について改善を進める。

イ 校務分掌の体制を見直し、業務の平準化、分掌間の連携強化、重複作業の廃止を行う。

ウ 成績処理・出欠管理・文書作成等のICT活用を推進し、業務を標準化・省力化する。

エ 会議の回数や時間の上限を設定し、目的・議題を明確化した効率的な運営を徹底する。

オ 教員業務支援員や特別支援教育支援員、図書館支援員等の活用により、補助的な授業支援、教材準備、掲示物作成、事務作業を分担する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

① 「在校等時間の可視化」を行い、長時間勤務者に対する個別面談を定期的実施する。

② 校長を中心とした業務改善委員会（仮称）を設置し、改善策の検証と改善サイクルを継続的に

実施する。

- ③ 年度当初に行事・研修等の年間計画を作成し、複数行事の重複や学期末の業務集中を回避する。
- ④ 義務教育学校としての合同行事・合同会議を精査し、目的の明確化と効率的な実施方法を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 定期的なストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、必要に応じ産業医との連携を図る。
- ② 心理的負担が高い業務に従事する職員への面談機会を確保し、早期相談の仕組みを整える。
- ③ 休暇取得を推進し、年次有給休暇について計画的な取得日を設定する。
- ④ 教職員同士が支え合い、相談しやすい職場風土の醸成を目的とした校内研修・チームビルディングを行う。
- ⑤ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ⑥ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 実施状況の把握と公表体制の確立

取組の着実な実行を図るため、大豊学園の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告すること。

(2) 医療・福祉人材の確保に向けた連携体制の構築

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 目標達成状況の客観的把握とデータ活用

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会による点検・指導・個別支援体制

教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や業務の持ち帰りが休憩時間の確保の課題となっている場合に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 働き方改革推進のための周知・研修・組織的支援

大豊学園における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向け取組を実施する。

(6) 保護者・地域との連携による理解促進と協働体制の構築

保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。